

路上喫煙対策に関する取組状況について

(1) 路上喫煙対策のこれまでの取り組み

平成18年度～	路上喫煙対策事業開始 環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局 (当時)協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙 マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施。
平成19年4月1日	『大阪市路上喫煙の防止に関する条例』施行
平成19年4月25日	『路上喫煙対策委員会』開催 「路上喫煙禁止地区」の指定又は変更若しくは解除につい て、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項につい て調査審議。
平成19年7月4日	「路上喫煙禁止地区」指定 御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
平成19年10月1日	「路上喫煙禁止地区」における 過料(1000円)徴収開始
平成20年度～	「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始 地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の 防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援や 協働し、地域社会にけるマナー意識を高め、安心、安全で 快適なまちづくりを進める全国初の取り組み。
平成24年12月21日	『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(諮問)
平成25年6月11日	『路上喫煙対策委員会』から『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(答申)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などと ともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。 ● 禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確 保するという考え方を基本に検討・調整されたい。 ● 禁止地区またはそれに近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険 を及ぼすおそれがなく、PR効果をもつ喫煙所を設けられたい。
平成26年6月24日	『第21回路上喫煙対策委員会』開催 『新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について』 (諮問)
平成26年10月17日	『路上喫煙対策委員会』から 『新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について』 (答申)
平成27年2月1日	都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
平成30年1月	『第27回路上喫煙対策委員会』開催 『新たな「路上喫煙禁止地区」(中央区戎橋筋・心斎橋筋地域)の指定について』 (諮問)
平成30年2月～	中央区戎橋筋・心斎橋筋地域の路上喫煙禁止地区(案)に対する パブリック・コメント 実施